

令和8年第6回6月

つがる市農業委員会総会議事録

つがる市農業委員会

1. 開催日時 令和8年6月9日(火) 午後2時00分から午後2時32分
2. 開催場所 つがる市生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室
3. 出席委員数 36人中、33人出席
4. 出席委員名
 1. 松橋 正行 2. 古坂 光司 4. 盛 彰一 5. 三橋 美也 6. 杉野森由美子
 7. 小笠原 繁 8. 長谷川勝則 9. 田戸岡 誠 10. 太田 善造 11. 三橋 衛
 12. 野宮富喜子 13. 笠井 正己 14. 新岡 亮 15. 吉田 秀美 16. 菊池 昭二
 17. 葛西 勝久 18. 秋田谷廣次 19. 工藤しのぶ 20. 成田 金春 21. 杉森 広宣
 22. 今 輝義 23. 鎌田 誠 24. 三橋 弘 25. 長谷川一幸 26. 工藤 恒實
 27. 長谷川秀樹 28. 小山内 壽 30. 工藤 正樹 31. 稲葉 武彦 32. 福井二三夫
 34. 横山 治彦 35. 神 文敏 36. 浅見 春樹 計 33人
5. 欠席委員 3. 高橋 敦樹 29. 藤本 正彦 33. 工藤 宰 計 3人

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 提出議案の上程

報告第9号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について

報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第29号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて

議案第30号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第31号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第32号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第33号 農地に該当するか否かの判断について

議案第34号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について

第4 諸般の報告

7. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

局長：中野拓哉 次長：高橋美香子 次長：村田龍治 主幹：吉村翔
主査：吉田純也 主事：坂本千怜 計6人

8. 会議の概要

事務局長（中野拓哉）

定刻になりましたので「令和8年 第6回（6月）つがる市農業委員会総会」を開会致します。本日、藤本会長は欠席となっております。そのため、農業委員会規則第5条の規定に基づき、会長職務代理者である杉森委員に会長代理を務めていただきます。杉森会長職務代理者は、議長席へご移動をお願い致します。

それでは、開会にあたり、杉森会長職務代理者よりご挨拶を申し上げます。

杉森会長職務代理者

本日は、委員の皆様方にはご多用中のところ、農業委員会総会にご出席いただき誠にありがとうございます。皆様のご協力をいただきながら、円滑に会議を進めてまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願い致します。

本日の会議におきましても、いつも通り慎重なご審議を尽くしていただき、適切な結論を出していただきますようお願い申し上げます、開会のご挨拶と致します。

事務局長（中野拓哉）

それでは、農業委員会規則第5条の規定により、杉森会長職務代理者が議長となり、議事を進行致します。杉森会長職務代理者、宜しくよろしくお願い致します。

議長（杉森会長職務代理者）

ただいまの出席委員は、36名中33名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立致します。

議長（杉森会長職務代理者）

これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員の選任を行います。「つがる市農業委員会会議規則」第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（杉森会長職務代理者）

ご異議なしと認めます。よって議事録署名委員には23番 鎌田誠委員、25番 長谷川一幸委員を指名致します。

次に議事日程第2の会期についておはかり致します。会期は、本日一日とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声があり）

議長（杉森会長職務代理者）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定致しました。書記には、事務局職員を任命致します。

それでは、これより議事日程第3の提出議案等の上程を行います。提出議案は、お手元に配布のとおりであります。

報告第9号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について

報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第29号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて

議案第30号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第31号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第 3 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第 3 3 号 農地に該当するか否かの判断について
議案第 3 4 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について
以上、報告 2 件、議案 6 件、計 8 件を上程致します。

議 長（杉森会長職務代理者）

はじめに、「報告第 9 号令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について」、「報告第 10 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」、以上 2 件を事務局から報告させます。

事務局報告（村田次長）

それでは、1 ページをお開き願います。報告第 9 号について説明致します。

令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について。令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について報告する。令和 8 年 6 月 9 日提出、つがる市農業委員会会長。

報告理由ですが、「農業委員会による最適化活動の推進等について、農林水産省経営局長通知、並びに、農林水産省経営局農地政策課長通知に基づき、農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について報告するものであります。

内容については議案配布を事前に行っていることから、主な点だけ簡単に説明させていただきます。3 ページをお開きください。最適化活動の実施状況の 1 最適化活動の成果目標（1）農地の集積の②目標の項目です。目標の集積面積 12,566ha、集積率 88.5%に対して、③実績は、集積面積 12,256ha、集積率 86.3%で目標を下回る結果となりました。点検結果として、認定農業者の死亡や離農により集積面積が減少したため、離農者の農地を効率的に集積するため、出し手受け手の意向把握の強化を図りたいと思います。

続きまして、報告第 10 号についてご説明致します。議案の 8 ページです。

「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。令和 8 年 6 月 9 日提出、つがる市農業委員会会長。

報告第 10 号は、8 ページの番号 82 番から 14 ページの 98 番までの 17 件です。解約は全て田で面積は合わせて 129,832 m²となっており、解約の理由は全て合意による解約です。以上で報告を終わります。

議 長（杉森会長職務代理者）

報告については、以上のとおりと致します。

議 長（杉森会長職務代理者）

次に、「議案第 29 号農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可処分取消しについて」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（坂本主事）

15 ページをお開きください。議案第 29 号について説明致します。

「農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて」農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分について、別紙のとおり取消し願の提出があったので承認を求める。令和8年6月9日提出、つがる市農業委員会会長。

本案件は1件で次の16ページが取消し願の写しとなっております。令和8年5月8日の総会で農地法第3条による賃貸借の許可を受けたもので、取消しの理由は「当時、未相続農地の賃貸借の申請であったが、推定相続人が相続登記したため改めて賃貸借の申請をし直すため。」ということです。

なお、次の議案30号において、28ページから29ページ、番号450番で本案件の土地の賃貸借について許可申請書が提出されております。以上で説明を終わります。

議長（杉森会長職務代理者）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（杉森会長職務代理者）

ないようですので、議案第29号の質疑を終結致します。

これより、議案第29号を採決致します。おはかり致します。

議案第29号は、原案のとおり許可処分の取消しを承認することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（杉森会長職務代理者）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり許可処分の取消しを承認することに決定致しました。

議長（杉森会長職務代理者）

次に、「議案第30号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（坂本主事）

17ページをご覧ください。「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和8年6月9日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第30号は、番号424番から50ページの番号488番までの65件です。内訳は、所有権移転の「あっせんによる売買」の申請が7件で、面積は田が34,468㎡、畑が8,349㎡。「一般の売買」の申請が2件で、面積は畑が25,223㎡。「贈与」の申請が6件で、面積は田が3,200㎡、畑が3,954㎡です。また、「賃貸借」の申請が46件で、面積は田が434,256㎡、畑が17,739㎡。なお、31ページの番号455番から32ページの番号457番までの3件は自身が代表を務める法人への「賃借権の転貸」の申請とな

っております。続きまして、「解除条件付3条賃貸借」が1件で、面積は畑が4,986㎡。「使用貸借」の申請が3件で、面積は田が46,636㎡、畑が12,869㎡、樹園地が3,161㎡です。全案件とも別添の農地法第3条調査書1ページから23ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われま

す。次に、売買価格について説明します。17ページの424番と425番の田は、10a当たり20万円、426番の田は総額100万円、10a当たり約21万1千円、18ページの427番の田は10a当たり20万円、428番の田は総額145万円、10a当たり約9万5千円、19ページの429番の田は総額40万円、10a当たり約25万円、430番の畑は総額45万円、10a当たり約5万4千円、431番の畑は10a当たり15万円、20ページの432番の畑は総額100万円、10a当たり約4万8千円となっております。以上で説明を終わります。

議長（杉森会長職務代理者）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（杉森会長職務代理者）

ないようですので、議案第30号の質疑を終結致します。これより、議案第30号を採決致します。おはかり致します。議案第30号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（杉森会長職務代理者）

ご異議なしと認めます。よって、議案第30号は、原案のとおり許可することに決定致しました。

議長（杉森会長職務代理者）

次に、「議案第31号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。

この案件については、13番 笠井正己委員、18番 秋田谷廣次委員が関係している事案でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。

（13番 笠井正己委員、18番 秋田谷廣次委員退席）

議長（杉森会長職務代理者）

それでは、議案第31号について説明を求めます。

事務局説明（坂本主事）

51 ページをお開きください。議案第 31 号について説明します。

議案第 31 号は、番号 937 番から 52 ページの 939 番までの 3 件です。内訳は、所有権移転の「あっせんによる売買」の申請が 1 件で面積は田が 22,926 m²。「賃貸借」の申請が 2 件で面積は田が 20,700 m²です。全案件とも別添の農地法第 3 条調査書 24 ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われま

す。次に、売買価格について説明します。51 ページの 937 番の田は 10 a 当たり 20 万円となっております。以上で説明を終わります。

議長（杉森会長職務代理者）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（杉森会長職務代理者）

ないようですので、議案第 31 号の質疑を終結致します。

これより、議案第 31 号を採決致します。おはかり致します。議案第 31 号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（杉森会長職務代理者）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 31 号は原案のとおり許可することに決定致しました。

13 番 笠井正己委員、18 番 秋田谷廣次委員、入室願います。

（13 番 笠井正己委員、18 番 秋田谷廣次委員が入室し着席）

議長（杉森会長職務代理者）

次に、「議案第 32 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田主査）

53 ページをお開きください。議案第 32 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」農地法第 5 条第 3 項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。令和 8 年 6 月 9 日提出、つがる市農業委員会会長。

番号 5 番から 54 ページの番号 9 番の申請地は、木造出来島雉子森の田 5 筆で面積が 1,245.8 m²です。風力発電機を建設するためのボーリング調査の一時転用です。周辺は農地や保安林であるが、一時的な利用に供するものであり、農地等に係る営農条件への支障はないものと思われま

す。次に番号 10 番の申請地は、木造福原の畑 1 筆で面積が 627 m²です。農業用倉庫を新築するための申請です。周辺は農地や宅地であるが、農地等に係る営農条件への

支障はないものと思われます。以上で説明を終わります。

議長（杉森会長職務代理者）

説明が終わりました。質疑に入る前に、現地確認の報告を求めます。20番 成田金春委員、報告をお願い致します。

（20番 成田金春委員報告）

現地確認の報告を致します。本日午前10時00分より、「21」番「杉森」委員と私「20」番「成田」事務局長と吉田専門員の4人で確認してまいりました。番号5番から9番の申請の場所は、つがる市役所より北西に約8キロメートルに位置し、周辺は農地や保安林であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。

次に番号10番の申請の場所は、つがる市役所より南西に約4.3キロメートルに位置し、周辺は農地や宅地であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。以上で現地確認の報告を終わります。

議長（杉森会長職務代理者）

報告が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（杉森会長職務代理者）

ないようですので、議案第32号の質疑を終結致します。

これより、議案第32号を採決致します。おはかり致します。

議案第32号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（杉森会長職務代理者）

ご異議なしと認めます。よって、議案第32号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに決定致しました。

議長（杉森会長職務代理者）

次に、「議案第33号農地に該当するか否かの判断について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田主査）

55ページをご覧ください。「議案第33号農地に該当するか否かの判断について」耕作放棄地に係る農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について、審議を求めます。令和8年6月9日提出、つがる市農業委員会会長。

56 ページをお開きください。表の左から、土地の所在地、地目、面積、所有者氏名、耕作放棄地の把握年月日、今年度の現況確認年月日となっています。委員のお手元に、現地調査結果報告書を配布しています。農業委員3名と事務局で調査し「既に森林の様相を呈しているなど農地に復元することが困難である。」と判断し非農地として確認しています。

内訳としましては、森田地区、田が1筆で310㎡となっております。本日の総会で非農地と判断された場合には、今月末頃までに所有者またはご家族の方に非農地通知書を発送する予定です。以上で説明を終わります。

議長（杉森会長職務代理者）

説明が終わりました。農業委員3名と事務局職員に現地調査と、その状況を確認させております。「農地に該当するか否かの現地調査結果報告書」の写しをお手元に配布しておりますので、現地確認の報告を省略致します。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（杉森会長職務代理者）

ないようですので、議案第33号の質疑を終結致します。

これより、議案第33号を採決致します。おはかり致します。議案第33号は「非農地」と判断することにご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（杉森会長職務代理者）

ご異議なしと認めます。よって議案第33号は「非農地」と判断することに決定致しました。

議長（杉森会長職務代理者）

次に、「議案第34号農地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田主査）

それでは57ページをご覧ください。議案第34号について説明致します。

「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の作成を要請することについて、農業委員会の決定を求める。令和8年6月9日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第34号の件数については、一括方式の貸借が2件となっております。58ページをご覧ください。番号12番。利用権を設定する農用地は、柏桑野木田の田2筆で、面積は8,566㎡です。期間は5年間で、賃借料は総額260,000円となっております。

次に番号13番。利用権を設定する農用地は、木造菰槌の田4筆で、面積は6,756㎡です。期間は3年間で、賃借料は総額70,000円となっております。こちらの申請農地

は転作で大豆を作付のため、この賃借料となっております。なお、作成要請する促進計画案は、あおもり農業支援センターにより作成され、つがる市農業委員会会長名により7月中旬頃に認可・公告される予定です。

議長（杉森会長職務代理者）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（杉森会長職務代理者）

ないようですので、議案第34号の質疑を終結致します。

これより、議案第34号を採決致します。

おはかり致します。議案第34号は、原案のとおり要請することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（杉森会長職務代理者）

ご異議なしと認めます。よって、議案第34号は、原案のとおり要請することに決定致しました。

議長（杉森会長職務代理者）

次に、議事日程第4の諸般の報告について、事務局から説明があります。

事務局説明

1. 次期総会日程（案）について（中野事務局長）

1) 日 時 令和8年7月8日(水) 午後2時00分より
場 所 生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室

2) 日 時 令和8年8月7日(金) 午後2時00分より
場 所 生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室

2. 事務連絡

- 1) 令和8年度西・つがる地区農業委員会大会について（高橋次長）
- 2) 令和8年度 農業者年金加入推進活動計画の策定について（高橋次長）
- 3) 農地パトロール(利用状況調査)のお願いについて（吉田主査）

議長（杉森会長職務代理者）

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了致しました。その他の件について、委員より発言がございましたら、お願いします。

（発言がなし）

議 長（杉森会長職務代理者）

以上をもって、「令和8年第6回（6月）つがる市農業委員会総会」を閉会致します。